

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	157,239,691	157,239,691	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	157,239,691	157,239,691	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成2年4月1日～ 平成3年3月31日(注)	80	157,239	46	7,904	46	8,317

(注) 転換社債の株式への転換による増加である。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	31	28	116	123	1	2,506	2,805	—
所有株式数 （単元）	—	12,672	17,185	73,793	38,729	1	14,591	156,971	268,691
所有株式数 の割合（％）	—	8.1	10.9	47.0	24.7	0.0	9.3	100.00	—

(注) 1 自己株式3,722,224株は、「個人その他」に3,722単元、「単元未満株式の状況」に224株含まれている。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれている。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地	66,936	42.57
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号	16,286	10.36
オーエム02ステートストリート808424クライアントオムニバス(常任代理人 香港上海銀行)	PO BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS 02105-1631, USA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,414	7.89
ロイヤル バンク オブ カナダ トラストカンパニー(ケイマン) リミテッド(常任代理人 立花証券株式会社)	24 SHEDDEN ROAD PO BOX 1586 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-1110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号)	9,465	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,600	3.56
ゴールドマンサックスインターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都江東区木場2丁目17番13号日本証券代行株式会社業務部G S 気付)	4,969	3.16
日産車体取引先持株会	神奈川県平塚市天沼10番1号	2,965	1.89
第一生命保険株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都江東区木場2丁目17番13号日本証券代行株式会社業務部バックオフィスG D G A 気付)	2,216	1.41
ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, LONDON (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,257	0.80
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	1,184	0.75
計	—	123,293	78.41

(注) 1 当社は、自己株式3,722千株(2.37%)を保有しているが、上記大株主の状況から除いている。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりである。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5,600千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 1,184

- 3 エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーから平成24年2月16日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成24年2月9日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855	43,293	27.53

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,722,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 153,249,000	153,249	—
単元未満株式	普通株式 268,691	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	157,239,691	—	—
総株主の議決権	—	153,249	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれている。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日産車体株	神奈川県平塚市天沼 10番1号	3,722,000	—	3,722,000	2.37
計	—	3,722,000	—	3,722,000	2.37

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成23年12月1日)での決議状況 (取得期間平成23年12月2日)	3,000,000	2,247,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	2,818,000	2,110,682,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	182,000	136,318,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	6.1	6.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	6.1	6.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,258	1,748,887
当期間における取得自己株式	20	16,300

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	3,722,224	—	3,722,244	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としている。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり4.50円とし、中間配当（1株当たり4.50円）と合わせ1株当たり9円としている。

内部留保資金の使途については、新車開発や生産性向上のための設備投資などに有効活用し、財務体質の充実・強化を進めることとしている。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

なお、第89期の剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年11月2日 取締役会決議	703	4.50
平成24年6月27日 定時株主総会決議	690	4.50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	954	839	889	754	872
最低(円)	591	490	562	528	540

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月
最高(円)	736	761	769	812	857	872
最低(円)	623	691	721	755	791	812

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長	代表取締役	渡 辺 義 章	昭和27年9月5日生	昭和52年4月 平成10年7月 " 12年3月 " 16年4月 " 18年4月 " 21年4月 " " 6月	日産自動車㈱入社 同社追浜工場工務部次長 英国日産自動車製造会社出向管理職 日産自動車㈱理事、追浜工場工場長 同社常務執行役員 当社顧問 当社代表取締役社長兼社長執行役員 (現)	平成23 年6月 から2 年間	13
取締役		大 谷 秀 一	昭和29年4月9日生	昭和52年4月 平成11年7月 " 14年4月 " 15年4月 " 16年4月 " 18年4月 " 21年4月 " " 6月	日産自動車㈱入社 同社購買管理部主管 同社資材部長 同社関係会社管理部長 同社VP 同社執行役員 当社常務執行役員 当社取締役兼常務執行役員(現)	平成23 年6月 から2 年間	5
取締役		水 沼 正 史	昭和29年9月18日生	昭和53年4月 平成19年4月 " 20年4月 " 21年4月 " 23年4月 " 23年6月	日産自動車㈱入社 同社車両生産本部車両生産技術セン ター センター長 同社車両生産本部車両技術部長 同社車両生産技術本部車両生産技術 統括部長 当社常務執行役員 当社取締役兼常務執行役員(現)	平成23 年6月 から2 年間	1
取締役		崎 田 有 三	昭和29年7月23日生	昭和55年4月 平成16年4月 " 21年4月 " " 8月 " 24年4月 " " 6月	日産自動車㈱入社 日産テクニカルセンターノースアメ リカ会社副社長 当社LCV車両開発部長 当社執行役員 日産自動車㈱LCV製品開発本部長及 びLCV事業本部ものづくり本部長 (現) 当社常務執行役員 当社取締役兼常務執行役員(現)	平成 24年 6月 から 1年 間	4
取締役		浜 地 利 勝	昭和32年11月7日生	昭和56年4月 平成18年4月 " 20年4月 " 22年4月 " 24年6月	当社入社 当社経営管理部計画推進室長、日産 自動車㈱関係会社管理部主管兼務 当社理事、経営管理部長 当社執行役員 当社取締役兼執行役員(現)	平成 24年 6月 から 1年 間	3
取締役		大 木 芳 幸	昭和36年4月27日生	昭和59年4月 平成15年5月 " 18年6月 " 20年6月 " 21年6月 " 22年5月 " 23年6月 " 24年6月	神奈川中央交通㈱入社 同社経理部次長 同社事業開発部長 当社取締役事業開発部長 当社取締役事業部長 当社取締役経営企画部長(現) 当社監査役 当社取締役(現)	平成 24年 6月 から 1年 間	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤	蛸 島 眞 夫	昭和25年11月19日生	昭和49年4月 当社入社 平成12年7月 当社購買部長 " 13年1月 当社企画室長 " 14年6月 当社取締役 " 16年6月 当社執行役員 " 17年4月 当社常務執行役員 " 17年6月 当社取締役兼常務執行役員 " 21年4月 当社取締役 " 21年6月 (株)エヌシーエス代表取締役社長 (株)プロスタッフ代表取締役社長 " 23年6月 当社監査役(現)	平成24 年6月 から4 年間	16
監査役	常勤	三 武 良 光	昭和26年3月9日生	昭和48年4月 当社入社 平成8年1月 当社設計部主管 " 15年4月 当社商品統括部長 " 15年6月 当社理事 " 17年4月 当社執行役員 " 19年4月 当社常務執行役員 " 19年6月 当社取締役兼常務執行役員 " 24年4月 当社取締役 " " 6月 ジャトコ(株)監査役(現) 当社監査役(現)	平成24 年6月 から3 年間	26
監査役		小 山 俊 雄	昭和24年8月29日生	昭和47年4月 日産自動車(株)入社 平成6年7月 同社村山工場 工務部次長 " 9年7月 同社生産事業本部海外生産物流部長 " 13年4月 同社SCM本部サービス部品物流部長 " 16年6月 日産中部サービスセンター(株)代表 取締役社長 " 18年4月 日産サービスセンター(株)取締役中 部支社長 " 19年6月 ジャトコ(株)監査役 当社監査役(現)	平成24 年6月 から4 年間	8
監査役		湧 井 敏 雄	昭和24年4月6日生	昭和47年4月 (株)横浜銀行入行 平成11年4月 同行執行役員金融市場部長 " 14年6月 (株)浜銀総合研究所取締役副社長兼 研究理事 " 16年3月 (株)横浜グランドインターコンチネ ンタルホテル専務取締役 " 16年6月 横浜魚類(株)監査役 " 20年6月 日鍛バルブ(株)監査役 " 22年6月 (株)浜銀総合研究所監査役(常勤) " 23年5月 (社)神奈川経済同友会専務理事 (現) " 24年6月 当社監査役(現)	平成24 年6月 から3 年間	—
計						77

- (注) 1 取締役大木芳幸は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。
- 2 監査役小山俊雄及び監査役湧井敏雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
- 3 当社では、意思決定の更なる迅速化を図るため、またフレキシブルな人事や若手の登用を促しより活力ある経営体制を構築するため、執行役員制度を導入している。
- 執行役員は9名で、上記記載の取締役 渡辺義章、大谷秀一、水沼正史、崎田有三、浜地利勝の5名の他に、柴田保夫、清水一彦、大野真也、羽田野渡の4名で構成されている。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

企業価値を継続的に向上させるために、経営陣の説明責任を明確にし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに向けた適時適切な情報開示を行うとともに、内部統制システムの整備により、経営の透明性を維持することが重要であると考えている。

① 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査役会で、重要な業務執行の決議、監査・監督を行っている。さらに、意思決定の更なる迅速化を図ること、フレキシブルな人事や若手の登用を促し、より活力ある経営体制を構築すること等を狙いとし、執行役員制を導入している。

取締役は6名で、うち1名は社外取締役かつ株式会社東京証券取引所で定める独立役員である。取締役会は原則月1回開催し、重要な経営事項を決定するとともに、3ヶ月に一回以上、業務執行状況を確認している。

加えて原則週1回開催する執行役員会議において、取締役会決議事項以外の経営に関する基本方針や重要事項について決定するとともに、執行役員の業務執行状況を確認している。

一方、監査役は4名で、うち社外監査役2名を選出しており、そのうち1名は株式会社東京証券取引所で定める独立役員である。取締役会への出席等、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っている。これにより、当社の経営の監査機能は十分に機能できる体制を確保できていると認識している。

ロ 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、次のとおり当社の内部統制システム(会社の業務の適正を確保するための体制)を整備することを決議している。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令遵守及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の理解を深めさせるとともに、それぞれから署名・捺印を求める。また、内部監査室は、社内各部門に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行う。

コンプライアンス上の問題については、従業員が直接かつ容易に情報提供できる内部通報制度(イージーボイス システム)を導入し、問題の早期発見と是正を行う。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに「コンプライアンス委員会」を開催し、速やかに対策を審議し実行に移す。なお、「コンプライアンス委員会」の活動は、毎月執行役員会議に報告する。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨む。取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為、あるいはそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。

さらに、当社は、企業会計審議会より公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに実施基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内務統制の仕組みの強化に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決裁書その他の決定書面については、社内規程に従い保存し管理する。取締役及び監査役は、これらの書面を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の継続を阻害するものや、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクを把握し、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、危機管理を含めた全社レベルのリスク管理を推進する。

リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・品質・安全等については、環境委員会・品質委員会・安全会議等の専門委員会や会議を定期的で開催し、リスクの極小化に取り組む。併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育と徹底に取り組み、再発防止や、万一発生した場合の被害の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

スリムな取締役会における意思決定の迅速化と、業務執行を担う執行役員に対する権限委譲による業務執行の効率化を狙いとして執行役員制を導入する。

取締役会とは別に、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議する。

業務分掌規程を定め、また明確で透明性のある職務権限基準を策定することにより、業務執行の効率化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社における業務の適正を確保するため、親会社も含めた企業集団としての行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図る。また、実際に問題が発生した時のコミュニケーションツールとして、親会社との間、また子会社との間に内部通報システムを機能させる。

さらに、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社及び子会社との間で、定期的に会議体を開催し、情報の共有化を図る。

子会社との間では、監査役並びに内部監査室による監査を行うほか、必要に応じて当社の取締役または使用人が、子会社の取締役または監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定期的に監視監督する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置する。また、当該使用人の任免・人事評価等については、予め監査役会の同意を要するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

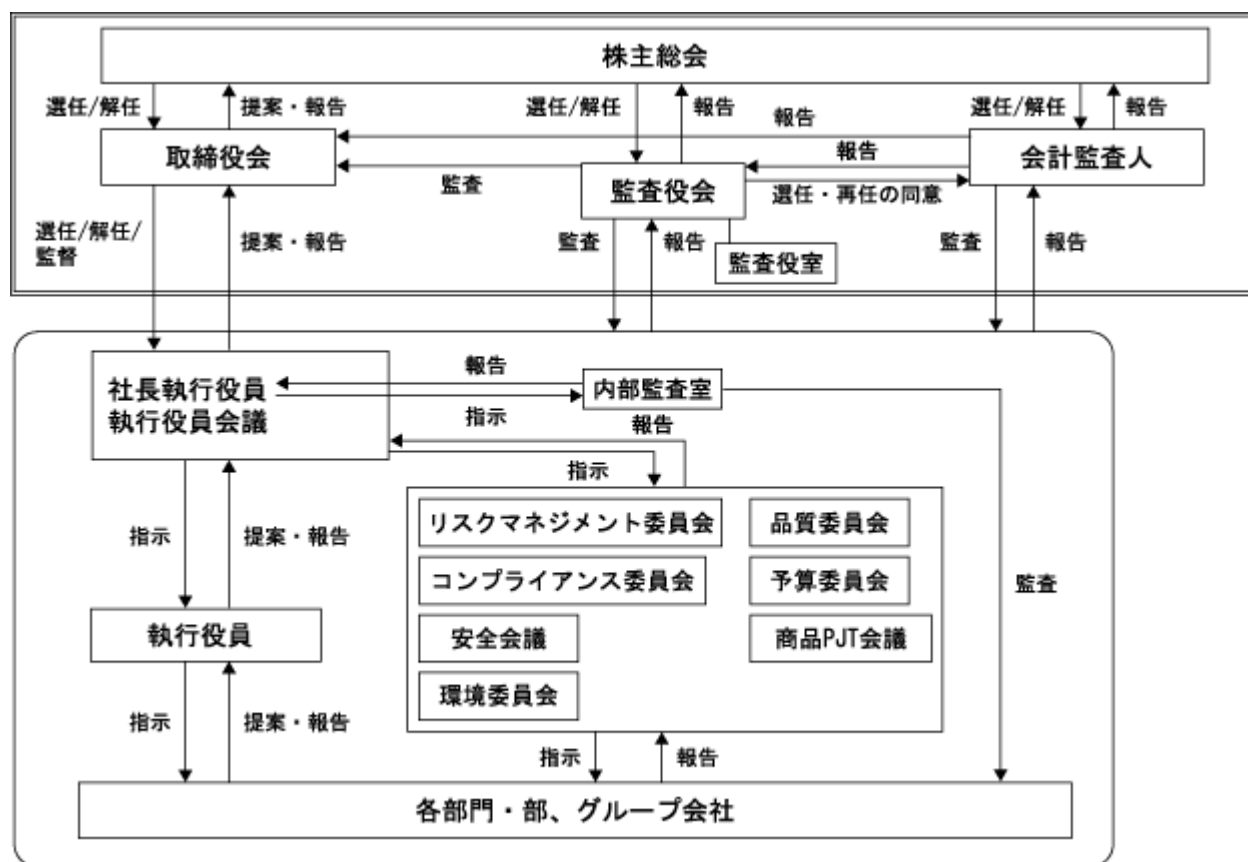
取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告する。

また、監査役が当社及び当社グループ会社の重要な意思決定および業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な部門往査の際に職務の遂行状況や検討課題を報告する。また、内部監査室は必要に応じ監査役会に監査報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換実施の機会を設けるとともに、監査役は監査法人から定期的に監査報告を受ける。

当社における内部統制等の状況



ハ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度とする契約を締結している。

② 内部監査及び監査役監査

内部監査室は2名体制とし、監査計画を策定し、内部統制の充実を図っていくとともに、必要に応じ監査役へ監査計画及び監査結果を報告し、随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めている。

監査役は4名で、いずれも会社経営の経験者であり、財務・会計に関する知見を有している。取締役会には監査役全員が出席し、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っているほか、執行役員会議には常勤監査役の代表1名が出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、社内各部署の業務執行状況について監査をするなど、監査機能の強化に努めている。さらに、監査役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めている。

また、監査役室には1名を配し、監査役監査に関する業務補佐等を行っている。

③ 社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資金的関係又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名である。社外取締役及び社外監査役の1名は当社との間には特別な利害関係はない。社外監査役の1名は親会社出身であるが、その他の特別な利害関係はない。

ロ 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす役割

社外取締役には、企業財務、経理の幅広い見識を生かし、客観的かつ中立的な立場から経営に参画していただくことを期待している。社外監査役には、自動車業界及び日産グループ内での豊富な知識・経験を生かした監査や金融機関における長年の経験と企業経営、財務等に関する豊富な知見に基づき、客観的かつ中立的な立場からの監査を期待している。

ハ 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的数値基準は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等も勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしている。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	91	91	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	—	—	—	2
社外役員	25	25	—	—	—	4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していない。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項なし。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定について、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定している。また監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定している。

なお、役員報酬額の決定・改定・減額等の方針について内規で定めている。これに基づき、一年ごとに会社の業績、役員本人の成果を考慮し、役員の報酬等の額を決定している。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 10銘柄
貸借対照表計上額の合計額 336百万円
なお、上場株式は保有していない。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

⑥ 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	太田 建司	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	定留 尚之	
指定有限責任社員 業務執行社員	中村 昌之	

監査業務にかかる補助者は、公認会計士 5 名、その他 17 名であり、その他は公認会計士試験合格者、システム専門家等である。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めている。

⑧ 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって中間配当を実施することができる旨を定款に定めている。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は 4 名以上とする旨を定款に定めている。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めている。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式の取得をすることができる旨を定款に定めている。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	—	34	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34	—	34	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項なし。

当連結会計年度

該当事項なし。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項なし。

当連結会計年度

該当事項なし。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項なし。